



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月3日金曜日 第264号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（経営支援課）…1328

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定……………（環境政策課）…1332
- 肥料登録有効期間の更新……………（農産園芸課）…1332
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…1332
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）…1332
- 土地改良区の定款変更の認可……………（中予地方局農村整備第一課）…1334
- 道路の区域変更（県道数ヶ市松野線）……………（南予地方局管理課）…1334
- 道路の供用開始（一般国道197号）……………（南予地方局大洲土木事務所）…1334

雑 報

- 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業に係る工事着手について……………（環境政策課）…1335

規 則

○愛媛県規則第79号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（担保及び保証）</p> <p>第6条 知事は、貸付対象物件を物的担保として徴することができる。</p> <p>2 知事は、前項の物的担保のみでは当該貸付けに係る債権の保全に不足すると認められるときは、貸付対象物件以外の資産を物的担保として徴することができる。</p> <p>3 知事は、前2項の物的担保に代えて、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）による貸付金に係る債務の保証その他これに準ずるもの（以下「金融機関保証等」という。）を徴することができるほか、これらの物的担保のみでは当該貸付けに係る債権の保全に不足すると認められるときは、これらの物的担保と併せて金融機関保証等を徴することができる。</p> <p>4 知事は、第1項及び第2項の物的担保のみでは当該貸付けに係る債権の保全に不足し、若しくは不足することが見込まれる場合又は徴求し得る物的担保がない場合であつて、借主が金融機関保証等を受けられないとき、又は借主が金融機関保証等に代えて個人若しくは法人の連帯保証による債権保全を求めたときに限り、当該連帯保証を徴することができる。</p> <p>5 前項の連帯保証を行う保証人は、当該貸付けに係る債務を保証する十分な支払能力を有し、かつ、知事が適当と認めた者でな</p>	<p>（連帯保証人及び担保）</p> <p>第6条 借主は、原則として当該貸付けについて連帯保証人を2人以上立てるものとする。</p> <p>2 前項の保証人は、当該貸付けに係る債務を保証する十分な支払能力を有し、かつ、知事が適当と認めた者でなければならない。</p> <p>3 知事は、原則として物的担保を徴するものとする。この場合において貸付対象物件を第1担保に徴することを例とする。</p>

ればならない。

附 則

(貸付金の限度等の特例)

3 省略

4 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額は、当該貸付金（令和6年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証によるものである場合にあつては、別表第2貸付金の金額の欄、別表第3貸付金の金額の欄及び別表第4貸付金の金額の欄の規定にかかわらず、整備資金の100分の90以内とする。

5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和6年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあつては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「0.35パーセント」とあるのは、「0.35パーセント以内」とする。

別表第2（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

Table with 7 columns: 高度化資金の種類, 貸付対象者, 貸付対象施設, 貸付金の金額, 利率, 償還期間, 据置期間. Rows include 1 経営革新計画承認グループ資金, 2 下請振興事業計画承認グループ資金, and 3~9 省略.

別表第3（第3条—第5条、附則第3項、第4項関係）

Table with 1 row: 省略

別表第4（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

Table with 1 row: 省略

様式第1号（第10条関係） 高度化資金貸付申請書

Form for 様式第1号 with fields for 省略 and 氏名又は代表者氏名.

注 省略

様式第2号（第10条関係） 高度化資金計画書

様式第2号（その1）

附 則

(貸付金の限度等の特例)

3 省略

別表第2（第3条—第5条 _____ 関係）

Table with 7 columns: 高度化資金の種類, 貸付対象者, 貸付対象施設, 貸付金の金額, 利率, 償還期間, 据置期間. Rows include 1 経営革新計画承認グループ資金, 2 下請振興事業計画承認グループ資金, and 3~9 省略.

別表第3（第3条—第5条 _____ 関係）

Table with 1 row: 省略

別表第4（第3条—第5条 _____ 関係）

Table with 1 row: 省略

様式第1号（第10条関係） 高度化資金貸付申請書

Form for 様式第1号 with fields for 省略 and 氏名又は代表者氏名, including a red circle stamp.

注 省略

様式第2号（第10条関係） 高度化資金計画書

様式第2号（その1）

省略
代表者氏名
省略
省略

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）第6条第3項に規定する金融機関保証等を受ける場合は、当該金融機関保証等を受けたことを証する書類

(6) 連帯保証人を立てる場合は、別紙の連帯保証確認書及び当該連帯保証人の印鑑証明書

(7) 申請者 _____ の印鑑証明書

(8) 省略

4 省略

別紙

省略
職業又は業種
住所又は所在地
連帯保証人 名 _____ 称
氏名又は代表者氏名
この度、 _____ が、 _____ 年度高度化資金の貸付けを受けることにつき、高度化資金借入希望額 _____ 円のうち _____ 円について債務の保証を行うことを確認します。
省略
省略

注 省略

様式第2号（その2）

省略
代表者氏名
省略
省略

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）第6条第3項に規定する金融機関保証等を受ける場合は、当該金融機関保証等を受けたことを証する書類

(10) 連帯保証人を立てる場合は、様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書及び当該連帯保証人の印鑑証明書

(11) 申請者 _____ の印鑑証明書

(12) 省略

(13) 省略

4 省略

様式第2号（その3）

省略
代表者氏名
省略
省略

省略
代表者氏名
省略
省略

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) _____ 別紙の連帯保証確認書 _____

(6) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書

(7) 省略

4 省略

別紙

省略
職業
住所
連帯保証人 氏名
この度、 _____ が、 _____ 年度高度化資金の貸付を受けることにつき、 _____ 債務の保証を行うことを確認します。
省略
省略

注 省略

様式第2号（その2）

省略
代表者氏名
省略
省略

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) _____ 様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書 _____

(10) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書

(11) 省略

(12) 省略

4 省略

様式第2号（その3）

省略
代表者氏名
省略
省略

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）第6条第3項に規定する金融機関保証等を受ける場合は、当該金融機関保証等を受けたことを証する書類

(9) 連帯保証人を立てる場合は、様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書及び当該連帯保証人の印鑑証明書

(10) 申請者 _____ の印鑑証明書

(11) 省略

4 省略

様式第2号（その4）

省略	代表者氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（その5）

省略	代表者氏名	—
省略		
省略		

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）第6条第3項に規定する金融機関保証等を受ける場合は、当該金融機関保証等を受けたことを証する書類

(10) 連帯保証人を立てる場合は、様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書及び当該連帯保証人の印鑑証明書

(11) 申請者 _____ の印鑑証明書

(12) 省略

4 省略

様式第2号（その6）

省略	代表者氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（その7）

省略	代表者氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第4号（第12条関係） 整備等状況報告書

省略	氏名又は代表者氏名	—
----	-----------	---

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) _____ 様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書 _____

(9) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書

(10) 省略

4 省略

様式第2号（その4）

省略	代表者氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（その5）

省略	代表者氏名	㊟
省略		
省略		

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) _____ 様式第2号（その1）別紙の連帯保証確認書 _____

(10) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書

(11) 省略

4 省略

様式第2号（その6）

省略	代表者氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第2号（その7）

省略	代表者氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第4号（第12条関係） 整備等状況報告書

省略	氏名又は代表者氏名	㊟
----	-----------	---

省略
省略

注 省略

省略
省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1348号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

新居浜市磯浦町乙366番20の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、砒素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1349号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年12月18日	愛媛県第1219号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性 苦土 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
令和9年12月18日	愛媛県第1220号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性 苦土 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第1350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画ごみ処理場

1 財団法人愛媛県産業廃棄物処理センター東予地区廃棄物処理施設

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 新居浜市磯浦町の一部

○愛媛県告示第1351号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年12月3日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国電力株式会社
香川県高松市丸の内2番5号
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

2 事業場の名称及び所在地

四国電力株式会社西条発電所
西条市喜多川853番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63号の3及び第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量、排水の排出系統別の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

総合排水処理装置

	変 更 前	変 更 後
特定施設の能力	1日当たり2,900立方メートル処理	<第一総合排水処理装置> 1日当たり1,750立方メートル処理 <第二総合排水処理装置> 1日当たり2,900立方メートル処理
原材料の種類及び1日当たりの使用量	凝集剤（硫酸バンド等） 1日当たり約1.5トン 中和剤（消石灰等） 1日当たり約5トン 栄養剤（硫酸アンモニウム等） 1日当たり約0.5トン	<第一総合排水処理装置> 凝集沈殿用（硫酸バンド、ポリマー） 1日当たり約1トン 中和用（消石灰、苛性ソーダ） 1日当たり約3トン <第二総合排水処理装置> 凝集沈殿用（硫酸バンド、ポリマー、キレート剤） 1日当たり約0.5トン 中和用（苛性ソーダ、塩酸） 1日当たり約2トン 脱窒用（硫酸アンモ

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	ニウム、メタノール、りん酸) 1日当たり約0.5トン 〈第一総合排水処理装置〉 通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5 〈第二総合排水処理装置〉 通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~14.0 最大 1.0~14.0	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	理装置)通常 1.0~2.0 最大 1.0~2.0 〈第二総合排水処理装置)通常 1.0~14.0 最大 1.0~14.0	理装置)通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5 〈第二総合排水処理装置)通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	〈第一総合排水処理装置)通常 10 最大 15 〈第二総合排水処理装置)通常 10 最大 15	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 150	通常 10 最大 15	〈第一総合排水処理装置)通常 25 最大 30 〈第二総合排水処理装置)通常 20 最大 150	〈第一総合排水処理装置)通常 10 最大 15 〈第二総合排水処理装置)通常 10 最大 15	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 25	〈第一総合排水処理装置)通常 5 最大 50 〈第二総合排水処理装置)通常 5 最大 25	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 5 最大 25	〈第一総合排水処理装置)通常 400 最大 1,000 〈第二総合排水処理装置)通常 800 最大 1,000	〈第一総合排水処理装置)通常 5 最大 50 〈第二総合排水処理装置)通常 5 最大 25	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30	〈第一総合排水処理装置)通常 15 最大 60 〈第二総合排水処理装置)通常 10 最大 30	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 160	通常 10 最大 30	〈第一総合排水処理装置)通常 70 最大 150 〈第二総合排水処理装置)通常 70 最大 160	〈第一総合排水処理装置)通常 15 最大 60 〈第二総合排水処理装置)通常 10 最大 30	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 4	〈第一総合排水処理装置)通常 1 最大 8 〈第二総合排水処理装置)通常 1 最大 4	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 1 最大 4	〈第一総合排水処理装置)通常 10 最大 20 〈第二総合排水処理装置)通常 10 最大 50	〈第一総合排水処理装置)通常 1 最大 8 〈第二総合排水処理装置)通常 1 最大 4	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,040 最大 2,900	〈第一総合排水処理装置)パターン① 通常 960 最大 1,430 パターン② 通常 0 最大 0 〈第二総合排水処理装置)パターン① 通常 1,080 最大 1,470 パターン② 通常 2,040 最大 2,900	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,040 最大 2,900	通常 1 最大 2,900	通常 2,040 最大 2,900	〈第一総合排水処理装置)パターン① 通常 960 最大 1,430 パターン② 通常 0 最大 0 〈第二総合排水処理装置)パターン① 通常 1,080 最大 1,470 パターン② 通常 2,040 最大 2,900	〈第一総合排水処理装置)パターン① 通常 960 最大 1,430 パターン② 通常 0 最大 0 〈第二総合排水処理装置)パターン① 通常 1,080 最大 1,470 パターン② 通常 2,040 最大 2,900	

備考 第一総合排水処理装置からの汚水等は、総排排水口(既設)から排出し、第二総合排水処理装置からの汚水等は、総排排水口(新設)から排出する。
パターン①・・・総排排水口(既設)及び総排排水口(新設)から排水するケース
パターン②・・・総排排水口(新設)から全量排水するケース

6 汚水等の処理施設に関する事項

		変更前		変更後	
処理施設の能力	1日当たり2,900立方メートル処理	〈第一総合排水処理装置)1日当たり1,750立方メートル処理 〈第二総合排水処理装置)1日当たり2,900立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、ろ過、脱窒、COD吸着、中和処理方式	〈第一総合排水処理装置)凝集沈殿、ろ過、COD吸着、中和処理方式 〈第二総合排水処理装置)凝集沈殿、ろ過、脱窒、COD吸着、中和処理方式			
処理施設による処理前	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
				〈第一総合排水処	〈第一総合排水処

備考 第一総合排水処理装置からの汚水等は、総排排水口(既設)から排出し、第二総合排水処理装置からの汚水等は、総排排水口(新設)から排

出する。
 パターン①・・・総排排水口（既設）及び総排排水口（新設）から排水するケース
 パターン②・・・総排排水口（新設）から全量排水するケース

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 総排排水口（既設）

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
総排排水口（新設）に統合	水素イオン濃度（水素指数）		通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 10 最大 15
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 5 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 15 最大 60
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 1 最大 8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）			パターン① 通常 960 最大 1,430 パターン② 通常 0 最大 0

備考 第一総合排水処理装置からの排水が排出される。

(2) 総排排水口（新設）

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5

○愛媛県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	菟ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2175番地先から 同町大字富岡2177番2まで	旧	メートル 5.8～15.1	キロメートル 0.120	
		北宇和郡松野町大字富岡2186番3から 同町大字富岡2177番3まで	新	10.7～24.1	0.120	

○愛媛県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

愛媛県知事 中村時広

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10	通常	10
	最大	15	最大	15
	通常	5	通常	5
	最大	25	最大	25
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10	通常	10
	最大	30	最大	30
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1	通常	1
	最大	4	最大	4
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	2,040	パターン① 通常 1,080 最大 1,470
		最大	2,900	パターン② 通常 2,040 最大 2,900

備考 第二総合排水処理装置からの排水が排出される。

(3) 冷却水排水口

変更なし

備考 この他に雨水排水口が3箇所ある。

○愛媛県告示第1352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市泊土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年12月3日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4370番2から 同町宇和川4380番2まで	令和3年12月3日

雑 報

○公 告

協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業に係る
工事着手について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第
1項の規定により、次の対象事業について工事着手したので、次の
とおり公告します。

令和3年12月3日

協同組合クリーンプラザ 理事長 石川 隆 憲

1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

- (1) 名 称 協同組合クリーンプラザ
- (2) 代表者の氏名 理事長 石川 隆憲
- (3) 所在地 四国中央市妻島町3048番地2

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力 150トン 1基

3 対象事業の実施区域

四国中央市妻島町3048番地14

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号及びその理
由

第1号（対象事業に係る工事に着手したため）

5 該当した時期

令和3年11月11日